

横浜市震災復興マニュアル概要版

横浜市では、大規模災害時において、被害規模や態様を踏まえ、速やかに復興体制を整え、復興に係る計画の策定及び復興施策の推進等を実施できるよう、「横浜市防災計画」に基づき、職員向けの行政マニュアルである「横浜市震災復興マニュアル」を整備し、平時から、復興のイメージの共有、復興対策推進にあたっての事前対策の取組を推進しています。

復興には、国や横浜市だけでなく、被災者の方々をはじめ、企業(事業者)、ボランティア、NPO、専門家(知見を有する方)、関係する自治体などの幅広い参画が必要です。

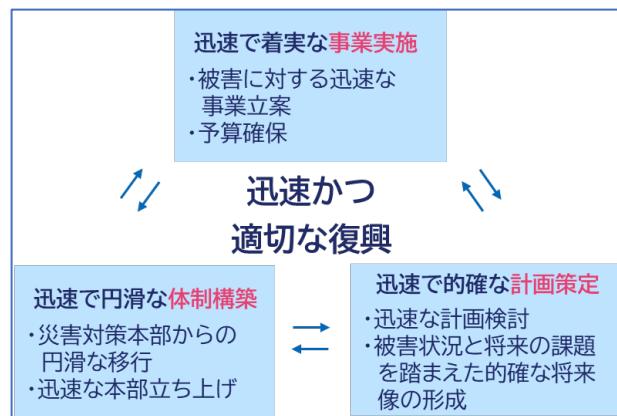
この度、震災復興を共に進める皆様と横浜市の考える震災復興について共有するため、「横浜市震災復興マニュアル概要版」を作成しました。

市民の皆様をはじめ、復興に関わる全ての方々とイメージを共有し、事前の備えを強化することで、発災時の速やかな復興につなげていきます。

〈震災復興マニュアル〉

発災時の復興に係る体制構築、また、復興に係る中長期的な計画である震災復興基本計画を迅速に策定できるよう、分野別に実施する復興に関する取組や手順をまとめたもので、本市の事前復興に資するものです。

震災直後の混乱の中でも、適切に復興対策を進められるよう、現行制度や過去の災害の事例などを参考に、具体的な対策を例示しています。



【コラム】事前復興とは

「事前復興」とは、「復興事前準備」の取組に加えて、被災後の復興事業の困難さを考え、事前に復興まちづくりを実現し、災害に強いまちにしておくことである。例えば、津波による浸水被害が想定される地域において、集落や地域の継続に不可欠な公的重要施設を事前に高台に移転しておくことなどがある。ここで、「事前復興」と平時の「防災・減災対策」の違いを整理すると、直接的被害を軽減する「防災・減災対策」に対し、「事前復興」は、復興につながる防災・減災対策の上乗せとして、事前に被災後に目指す“復興まちづくり”を実現することであり、直接的被害に加え間接的被害を軽減することである。

(国土交通省「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」より抜粋（一部修正）)

I 震災復興本部

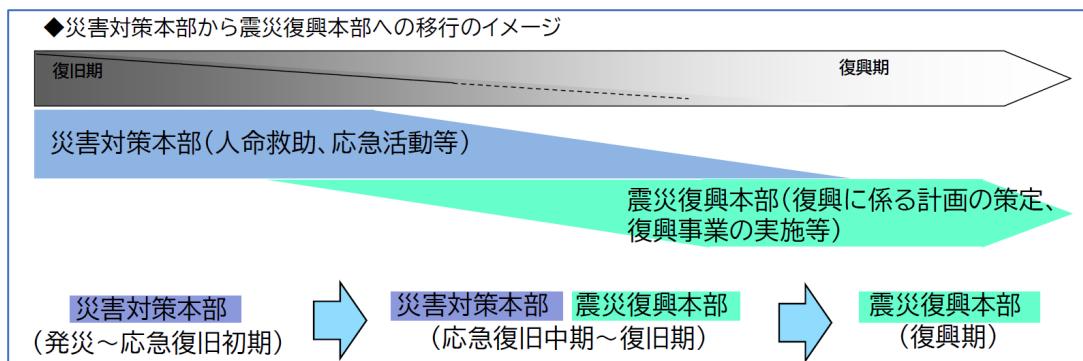
1 大規模地震時における復興の流れ～災害対策本部との関係～

大規模地震発生時には、まず、災害対策本部を設置し、人命救助や応急活動を実施します。

災害が一定程度収束した後は、市民生活の早期回復を図るために、復旧・復興対策を実施します。

そのための震災復興本部を設置し、復興に係る計画の策定、復興事業を実施します。

発災直後の復旧期から時間の経過とともに復興期へと移行していく中で、人命救助、応急活動が主な役割となる災害対策本部の活動は徐々に縮小し、それに代わって、復興対策を主な役割とする震災復興本部の活動に移行していきます。



2 震災復興本部の設置

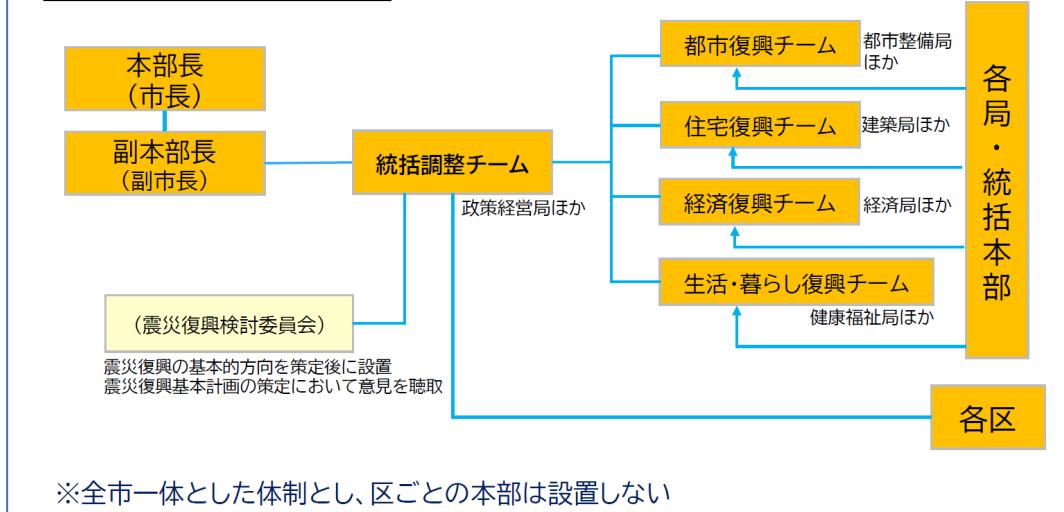
(1) 設置基準

市長(災害対策本部)は、被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると予測され、震災復興本部を設置する必要があると判断したときは、発災後1週間程度を目途に震災復興本部を設置します(設置判断の目安としては、激甚災害指定がなされる程度の被害が発生している場合)。

(2) 目的・役割等

- ・多岐にわたる対策を要する復興に係る計画の策定、及び復興事業の実施について、意思決定を行い、統合的、かつ、迅速に復興を進めるために、市長を本部長とする震災復興本部を立ち上げ、全市一丸となって復興に取り組みます。
- ・局区横断的な事項に効果的かつ効率的に対応するため、統括調整チーム及び4つの復興チームを設置し、本部を構成する各局との連絡調整、復興の基本方針案や復興計画案の検討、作成などを行います。
- ・震災復興基本計画について、専門家の知見等を反映するため、「震災復興検討委員会(仮称)」を設置します。
- ・市災害対策本部と連携し、応急対策と整合し、また部局横断的な課題にも対応した復興対策を検討するとともに、復興を見据えた応急対策が行われるよう働きかけを実施します。
- ・県震災復興本部との連絡調整及び近隣市町村(県下市町村連絡会議、九都県市首脳会議、8市連携市長会議等)との連携も進めます。

◆震災復興本部の組織体制



3 横浜市の目指す復興の定義・理念

(1) 復興の定義

被災地において、従前からの中長期的な課題解決に向けた取組を進め、被災前の状況と比較して、安全性及び生活環境の向上、産業の高度化、地域振興等が図られる質的な向上を目指します。

(2) 復興の理念

- ・自助、共助、公助の連携を図り、地域力を生かした復興を行います。
- ・復興事業は、市民生活の全分野を対象とします。

【コラム】復旧と復興の違い

- ・復旧：ハード面で被災地を被災前と同水準に回復させること
- ・復興：ハード・ソフトの両面から安全性や様々な観点から被災前の状況と比較して質的な向上を目指す

※復旧では、地域によっては課題が解決されない。被災を繰り返さないためにも、地域が抱える課題を本質的に改善する「復興」が重要

4 復興に向けた被害状況の概況等の把握

震災復興本部は、災害対策本部と連携して、被害状況を把握します。

- ・建築物や宅地の被災状況について、応急危険度判定調査や被災宅地危険度判定調査を実施します。
- ・災害見舞金等の支給等に向けて、罹災証明を発行するために住宅の被害認定を実施します。また、必要とする応急仮設住宅、一時提供住宅の戸数、地域等を把握するとともに、住宅再建等に関する意向把握を行います。
- ・災害時において、応急仮設住宅用地等の活用が見込まれる公園をはじめとする公有地等について被害状況を調査します。
- ・市内企業に対する震災直後の緊急対応及び復興に向けた施策を検討するために、業種別・規模別の被害状況や離職者に係る調査を実施するとともに、産業基盤施設の被災状況、事業者の物的被害状況、事業停止期間や取引状況などを調査し、地域経済への影響を把握します。

II 震災復興基本計画

1 震災復興基本計画

(1) 目的・役割

- ・大規模災害発生後の混乱した状況下において、様々な復興の取組の方向性をまとめた計画である震災復興基本計画を策定し、対外的に復興のビジョンとスケジュールを示します。
- ・市民生活の再建を第一に、かつ、単なる現状復旧にとどまらず、より良いまちづくり「新しい横浜らしさ」を創造する機会ととらえ、将来の「横浜の姿」を見据えた復興計画を策定し、市民、事業者とともに復興の取組を進めます。
- ・計画策定により、関係機関の諸事業の調整を図り、迅速・的確・計画的に復興を進めます。

(2) 位置づけ

- ・復興に係る最上位計画であり、震災によって状況の変更が生じた横浜市中期計画を補完する計画
- ・横浜市中期計画で整理する中長期的戦略が目指す将来像を共有しつつ、復興を通じて、生活再建、防災対策とともに、新たな都市づくりを目指す計画

(3) 計画期間

10年 ※前半5年は復興重点推進期間(5年目に復興状況を踏まえて見直しを実施)

(4) 策定体制・スケジュール

震災復興基本計画の策定にあたっては、次のとおり市民意見の聴取や市会での議論、議決を経ます。

【震災復興基本計画策定までのスケジュール】

スケジュール	策定経過	
発災から1週間	震災復興本部の立ち上げ	
発災から1週間	市長メッセージ「横浜市の震災復興について」の公表	
発災から2.5か月	震災復興の基本的方向の公表	・市会での報告
発災から4か月	震災復興基本計画素案の公表	・パブリックコメント ・市会での報告 ・震災復興検討委員会での議論
発災から6か月	震災復興基本計画の公表	・市会での審議、議決
発災から1年以内	震災復興基本計画施策編の公表	

◆震災復興基本計画策定までのスケジュール概要



2 財源の確保

災害の発生後から短期間に多岐にわたる復旧・復興事業の実施を可能とすることを目的として、復興財源の確保をします。

(1) 財源確保に向けた取組

- ・「横浜市財政調整基金条例」の活用や、市の事業全体の支出抑制等を図るなど、自主財源の確保に努めます。
- ・また、災害復旧事業債について検討し、対象事業経費の追加、償還期間の延長、元利償還金に係る交付税措置率の引き上げ等が講じられるよう国に働きかけます。これらの起債措置を行ったうえでもなお、地震災害による歳入の減少や復興対策の実施に伴う歳出の増大により財源不足が見込まれる場合には、特例地方債の発行が認められるよう国に対し要望します。
- ・復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、激甚災害の指定、既存補助制度等を活用するとともに、阪神・淡路大震災や東日本大震災で設けられた特例措置等について国へ要望します。

(2) 震災復興基金創設の検討

- ・被災者の救済、自立支援、被災地域の復興対策を機動的・持続的に実施するため、震災復興基金の創設を検討します。
- ・基金を活用して支援すべき復興施策の対象は幅広く、生活再建支援から地域経済復興支援等にいたる様々な分野に及ぶことから、支援メニュー、支援要件、支援額、支援に係る諸手続、県との役割分担等について検討します。

3 都市の復興【都市整備局、建築局、道路局、みどり環境局、下水道河川局、財政局、港湾局、水道局、資源循環局、経済局】

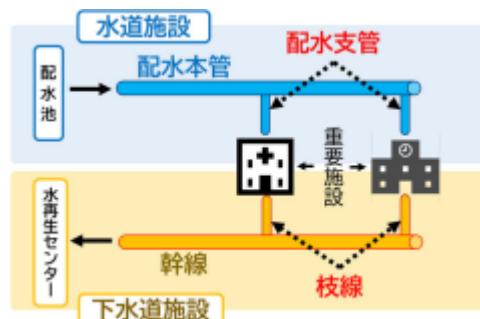
(1) 基本的な考え方

- ・都市復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら進めます。
- ・震災発生後は、生活の基盤となるインフラ施設の迅速な復旧に努めます。
- ・超高齢社会や人口減少社会に対応できるよう生活機能施設や公共公益施設等の再配置を検討し、業務、商業、住宅等の機能集積を図り、多世代に選ばれるまちづくりを進めます。
- ・地震火災による延焼危険性の高い密集市街地など防災上課題がある地域については単なる復旧ではなく、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、都市基盤を強化する取組を進めます。
- ・地球温暖化対策・エネルギー対策の視点から省エネ・再エネ・エネルギー・マネジメント等の取組を進め、持続可能な脱炭素化型のまちづくりを目指します。
- ・緊急輸送路等の整備など災害に強い道路や岸壁、誰もが移動しやすい鉄道やバス等の交通ネットワークの充実により安全な都市基盤の強化を進めます。
- ・道路の無電柱化により、都市の防災力の向上、良好な都市景観形成や観光振興、安全で快適な歩行空間の確保を推進します。
- ・急傾斜地崩壊地や浸水想定区域、液状化した地域など、今後も災害の危険性がある区域には住宅の建築制限等を行うなど、大規模地震とあわせて局所的な大雨等に強いまちづくりを進めます。
- ・公園・緑地の保全・整備や水・緑環境の創出により、潤いがあり、生物生息空間ともなる水・緑環境づくりを進め、自然と共生したまちづくりを進めます。また多様な機能を持つグリーンインフラの活用を分野横断により推進し、街の適応力・回復力の向上を図ります。

(2) 具体的な取組例

災害復旧＜復旧＞	
解体廃棄物の処理の実施 【資源循環局 等】	<ul style="list-style-type: none">・解体廃棄物の処理計画の策定・建物の解体、解体廃棄物等の処理・分別・解体廃棄物の収集運搬、処分・支援要請
インフラ施設の災害復旧 【道路局、みどり環境局、下水道河川局、港湾局、水道局 等】	<ul style="list-style-type: none">・応急工事・災害復旧計画概要書の作成等・災害査定・人員の確保
安全な市街地・公共施設整備＜復興＞	
都市復興基本計画の策定 【都市整備局 等】	<ul style="list-style-type: none">・建築制限区域の検討、指定(指定延長)・都市復興の基本的方向の策定・都市復興事業対象地区の指定・都市復興基本計画の策定

基盤未整備地域の整備 【建築局、都市整備局、みどり環境局、道路局、消防局、総務局 等】	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の面的整備の検討・実施 ・延焼遮断帯形成 ・避難施設等の整備
災害危険区域等の設定 【都市整備局、建築局】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域の指定 ・その他の危険区域指定や建築制限等 ・建築物の防災性強化
宅地・公共施設の移転・嵩上げ 【建築局、都市整備局、財政局 等】	<ul style="list-style-type: none"> ・移転事業 ・嵩上げ事業 ・被災公共施設等の移転・嵩上げ
都市基盤施設の復興	
道路・交通基盤の復興 【道路局、都市整備局】	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画の策定、実施 ・災害に強い交通ネットワークの構築 ・既存道路の耐震性強化
都市公園等の復興 【みどり環境局、下水道河川局、道路局】	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成 ・応急復旧の実施 ・既存公園の充実等 ・緑のネットワーク化 ・防災の拠点ともなりうる公園の整備等 ・河川の親水拠点の整備
物流拠点・港湾の復興 【港湾局・経済局】	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の復旧・復興 ・卸売市場及び市場外保管場所の復旧・復興 ・物流拠点周辺のインフラ早期復興
ライフライン施設の復興 【水道局、下水道河川局、道路局】	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の復旧・復興 ・下水道の復旧・復興 ・電線の無電柱化
がけ地・宅地造成地の復興 【道路局、建築局】	<ul style="list-style-type: none"> ・道路における被災箇所の応急対策工事 ・被災施設(道路)、被災宅地の災害復旧 ・地すべり防止施設の整備
河川施設の復興 【下水道河川局】	<ul style="list-style-type: none"> ・河川施設における障害物の除去 ・河川施設の災害復旧、河道整備 ・総合的な治水対策の検討・実施



4 住まいの復興【建築局、総務局、財政局、健康福祉局、みどり環境局】

(1) 基本的な考え方

- ・迅速な仮住まいの確保から恒久的な住宅の確保までの住まいの復興期間が長期化しないよう、関係機関などとの連携を強化する。
- ・被災者の早期の生活再建に向けて、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、応急仮設住宅(賃貸型・建設型)を円滑かつ迅速に提供する。
- ・被災者への円滑かつ迅速な仮住まいの提供に向けて、区役所・県・協定団体など、平時より関係機関等との連携を強化する。
- ・被災者の住まいの円滑な再建に向けて、区役所・県・協定団体などと連携しながら、相談体制などを整備する。

(2) 具体的な取組例

緊急の住宅確保→復旧	
被災住宅の応急修理対策 【建築局】	<ul style="list-style-type: none">・応急修理の募集、選定・応急修理支援の実施
応急的な住宅の供給 【建築局、財政局、みどり環境局、総務局、健康福祉局】	<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅建設等推進室の設置・応急仮設住宅の必要戸数の把握から用地確保、入居者募集、生活支援、撤去・建設用地の状況確認・建設可能用地の把握・資機材搬入路の確保・供給可能な公営住宅等の戸数の把握・応急的な住宅の必要戸数の検討・応急仮設住宅供給方針の策定・一時提供住宅の確保・建設型応急住宅の建設・賃貸型応急住宅の借上げ・応急仮設住宅入居者の募集・選定、台帳等の作成・入居者へのケア・応急仮設住宅のメンテナンス・一時提供住宅の情報提供、受付窓口の設置・一時提供住宅入居者の募集・選定・入居手続、台帳等の作成
恒久住宅の再建	
民間住宅の再建支援等 【建築局、健康福祉局】	<ul style="list-style-type: none">○持ち家再建支援・融資制度等の周知・相談窓口設置等情報提供体制の構築○被災マンションの再建支援・アドバイザー派遣等による合意形成のための活動支援

5 くらしの再建【健康福祉局、医療局、総務局、国際局、市民局、にぎわいスポーツ文化局、経済局、こども青少年局、建築局、都市整備局、教育委員会事務局、水道局、財政局、資源循環局】

(1) 基本的な考え方

- 生活基盤・環境を整え、被災者の暮らしを被災前の状態に回復し、質的向上を図ります。
- ・既存のコミュニティに配慮しつつ、自助・共助・公助の理念に基づき地域防災、地域福祉等の協働のまちづくりを進めるとともに、女性や高齢者などが積極的に参画できるような場など、災害に強い人づくり・地域づくりを推進します。
 - ・災害弔慰金、生活再建支援金等の給付金、税の減免、義援金等による被災者への経済的支援を進めるとともに、被災企業や事業者への支援を行い、新たな技術・経営革新などの促進、新たな企業誘致を進め、雇用の維持確保、再就職支援を進めます。
 - ・医療・福祉・保健サービス等の回復、メンタルヘルスケアの充実、学校、幼稚園・保育所の再開などに努めます。
 - ・震災から立ち直り明るい未来を築くため、地域で子育てを支援する仕組みや未就学児対策、きめ細かな教育を推進し、安心して、子どもを産み、育てるための環境づくりを進めます。
 - ・多様化する保育ニーズへ対応するなど、横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に進め、子どもの豊かな育ちを支えます。
 - ・健康づくり・介護予防を一体的に進めることや、効率的・効果的で質の高い医療提供体制を早期に整えるとともに保健・医療・介護等の切れ目のない連携を進めることで、健康で安心して暮らせる社会を実現します。
 - ・デイサービス、グループホーム、ショートステイなど福祉サービスを担う民間事業者、ボランティアとも連携し、生活・暮らしの復興を図ります。
 - ・被災した文化芸術・スポーツ施設の早期復旧を図るとともに、文化芸術、スポーツ活動を支援することにより、個性と魅力ある都市を形成し横浜の新たな魅力・にぎわいの創出やスポーツに親しめる環境づくりを推進します。
 - ・住宅・医療・教育など生活環境の向上を含めた外国人材が活躍しやすい環境づくりを推進し、在住外国人と地域社会が共に暮らしやすいまちづくりを目指します。

(2) 具体的な取組例

被災者への経済的支援	
給付金等 【健康福祉局】	<ul style="list-style-type: none">・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給・災害援護資金の貸付・被災者生活再建支援金の支給・横浜市災害見舞金・弔慰金の交付
各種減免猶予等 【財政局、水道局、資源循環局、市民局】	<ul style="list-style-type: none">・地方税の減免等・公共料金の減免等・発行手数料の減免
義援金等 【健康福祉局、経済局】	<ul style="list-style-type: none">・義援金の受付、配分、交付、監査・救援物資の募集、受入、配分・生活関連商品等の安定的な供給の確保

生活保護制度の広報と要保護者の発見【健康福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度の周知 ・ケースワーカーによる相談、支援 ・要保護者の把握
雇用の維持・確保	
雇用状況の調査 【経済局】	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者状況の調査 ・雇用状況の整理・分析
雇用の維持 【経済局】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、公的機関への雇用維持の要請 ・雇用維持支援策の広報 ・各種事業制度の周知、活用促進
離職者の生活・再就職支援 【経済局、総務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度の活用促進、周知 ・求人動向の把握、拡大 ・再就職の斡旋 ・臨時の労働相談等の実施
コミュニティの再生	
コミュニティの再生 【総務局、建築局、市民局】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、応急仮設住宅等におけるコミュニティの醸成 ・住民の自主的な活動への支援
地域との協働による復興の推進 【市民局、都市整備局】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民組織等の状況把握、復興に関する意向確認
公的サービスの回復等	
医療・保健対策 【健康福祉局、医療局】	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の診察 ・医療救護体制の構築 ・健康相談の実施 ・医療施設の復旧支援 ・こころのケアに関する相談窓口の設置 ・地域医療体制の確立 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施
高齢者・障害者福祉対策 【健康福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者福祉施設等の被害・復旧調査、再建 ・在宅福祉サービスの充実 ・専門的人材の確保
児童福祉対策 【こども青少年局、教育委員会事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の早期再開 ・震災孤児等への対応 ・専門的人材の確保、育成 ・避難生活における、妊産婦・乳幼児への保健医療ケアの確保 ・相談窓口の設置 ・子どもに対するこころのケアの実施 ・公立保育園等の再建

学校の再開 【教育委員会事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の応急復旧 ・学校教育再開の準備 ・応急教育を行う場所の確保 ・学用品の調達・支給 ・学校給食等の措置 ・入学試験への対応
ボランティアとの連携 【市民局】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア(支援)センターの設置 ・市災害ボランティア支援センター用施設の提供 ・区災害ボランティアセンター用施設の提供 ・ボランティアニーズの把握、情報提供、連携
外国人の支援 【国際局】	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対する情報窓口・相談窓口の設置 ・外国語による情報提供の実施 ・相談、通訳、翻訳協力者による支援
文化の再生	
文化・社会教育施設等の再建 【にぎわいスポーツ文化局、教育委員会事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・文化、社会教育施設の復旧 ・私立施設への再建支援 ・文化芸術、スポーツ活動等への支援
文化財等の保護・復旧 【教育委員会事務局・都市整備局】	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の保護、復旧 ・文化財等所有者との協議



6 産業・経済復興【経済局・みどり環境局・にぎわいスポーツ文化局・港湾局・道路局・財政局・政策経営局】

(1) 基本的な考え方

- ・被災した中小企業や商店街等の早期復旧・再建を支援するとともに、企業活力の向上や競争力の強化に資する様々な施策を講じることにより、経済の再興・活性化を目指します。
- また、中小企業の人材確保、円滑な事業継承などへの支援を進めます。
- ・復興を牽引するために物流拠点の形成や多様化するクルーズ客船の対応など横浜港の国際競争力を高め、経済活性化を図ります。
- ・被災した文化芸術・スポーツ施設や観光施設等の早期復興を図り、風評被害を払拭して、国内外からの観光客を集客できるよう横浜の持つ魅力を発信します。
- ・被災した農地や漁港等の早期復旧を図るとともに、地産地消に取り組む多様な主体との連携により、横浜農漁業の振興を進めます。

(2) 具体的な取組例

情報収集・提供・相談	
被害状況と資金需要の把握 【経済局、みどり環境局】	<ul style="list-style-type: none">・事業所等被害概況調査・消費生活情報の把握・詳細・定期的な被害・復旧状況調査・取引状況の把握・資金需要の把握
被災事業者の復旧・復興支援 【経済局、みどり環境局、にぎわいスポーツ文化局、港湾局、道路局、政策経営局】	<ul style="list-style-type: none">○経済復興基本方針の策定・経済復興基本方針の策定・経済復興基本計画の策定○制度融資等の周知・経営相談・取扱金融機関への周知・被災事業者への周知・「震災時産業ワンストップセンター」(相談窓口)の設置○物流の安定・受注機会の拡大支援等・物流ルートの情報発信・国際海上輸送及び緊急物資輸送の維持・物流の安定・受注機会の拡大支援
地域全体の経済再建	
観光振興 【にぎわいスポーツ文化局、政策経営局】	<ul style="list-style-type: none">・観光機能・資源の整備・羽田空港や港湾までのアクセス確保に向けた取組・観光客の誘致・都市イメージ回復のための情報発信

	<ul style="list-style-type: none"> ・観光復興イベント等の実施
中小企業に対する支援 【経済局、財政局】	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業に対する再建資金の支援等 ・制度融資の既存資金の活用と新たな資金の創設等 ・制度融資の取扱金融機関への要請・特別相談窓口の開設の要請 ・税の徴収猶予・減免等 ・受注機会の拡大支援 ・新分野進出、事業転換等への支援 ・商工業の高度化支援 ○中小企業に対する事業の場の確保 ・共同仮設工場・店舗等の設置検討 ・事業用地・民間賃貸工場・店舗等の情報収集と提供 ・共同仮設工場・店舗等を設置する団体等への支援 ・共同仮設工場・店舗等の設置
農漁業者に対する支援 【みどり環境局】	<ul style="list-style-type: none"> ○農漁業者に対する再建資金の貸付け等 ・資金需要の把握と関係金融機関への要請 ・既往融資制度の活用促進 ・農林漁業災害関連融資の実施 ・相談・営農指導等の実施 ○農漁業基盤等の再建 ・既存制度等の活用の促進 ・代替生産施設の整備 ・農漁業者の生産意欲の増進 ・販路の拡大 ・耕作放棄地等の活用・集約 ・経営相談の実施

